

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定発効準備（各省業務引継問題）(4)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43556 |

荒崎灯台

条約課長
法規課長

コロ
2: (11/22)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘
無期限

荒崎燈台の取扱
おす

46.11.20
米北

10月25日

1. 海上保安庁燈台部より、^{当課へ好む} 寄呈引継ぎの件

象と存している^{荒崎燈台}につき、米側より

環政燈台部長に好む、^{（民政府通信局）}
その近くに日政援助により建設中の喜屋武

燈台が完成すると現在の燈台は不要と

府の下にこれを取り消したい旨連絡があった

が、右は合意浅事録に燈台14と記す

ゆてい事にも金鑑み不都合であるので

取り消しの中止を米側へ申し入れて欲し

希望越した。(海上保安庁において)

喜屋武燈台の建設スケジュールを若干遅ら

せておくことも必要との感触であった。

(シシツ)

2. よて、米北課より、在京米大使館準備

委員会(村角参事官)に好む、上記事情説明

の上、返還協定に関係して復帰日子

について取り消すことのない旨、米側に

申し入れた。

「シシツ」は在米承り、直ちに日本側の申し

込を在米地に連絡する旨を述べ、他

方、沖繩においては、村角参事官判行の

渉外部長へ申し入れた。

- 3. 11月18日村角参事官より、ついでに渉外部長からの回答として、米側において、復帰日までの間に取りこみをする必要はないよう取り計はる旨連絡越した。他方、琉球政府に社には、準備委員越書に、(運輸省)から喜屋武燈台の完成時期を復帰日位までおこなう称、助言している由。(当初の完成時期は明年の3月頃と述べている趣)
- 4. 同日右の旨を在京米大使館にも確認の上、大蔵省、海上保安庁へ連絡しておいた。